

附則

本協定書は、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛

に送付し、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。但し、本協定書の成立後、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。

本協定書の成立後、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。但し、本協定書の成立後、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。

本協定書の成立後、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。但し、本協定書の成立後、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。

本協定書の成立後、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。但し、本協定書の成立後、伏見酒樽商組合、伏見製樽工組合、谷萬吉、伊藤留吉、各代表者、各署名捺印の上、各一通宛に送付したるものは、各一通宛に送付したるものと見做す。

財団法人協調會大阪支所

第十四條 本協定條件ハ大正十四年八月二十八日ヨリ之ヲ施行ス
以上協定書ヲ二通作成シ双方代表者各署名捺印ノ上各一通宛
ヲ保管スルモノトス

大正十四年八月廿八日

伏見酒樽商組合
組合長 谷 萬 吉
伏見製樽工組合
代表者 伊 藤 留 吉

八月廿九日樽工ハ親方ノ工場ニ道具ヲハコンダ。
八月卅日、卅一日ハ休業。
九月一日ヨリ就業シタ。